平成２８年（フ）第５９３号
埼玉県新座市北野３丁目３番６号
破産者　加藤　利洋
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３０２号
埼玉県戸田市喜沢２丁目38番地の18　グランメール301号室、旧住所埼玉県川口市青木４丁目23番10号　レ・ゼールⅡ　305号　小林方
破産者　佐内　善之
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２１１号
埼玉県比企郡吉見町大字地頭方289番地
破産者　齊藤　輝男
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２１２号
埼玉県比企郡吉見町大字地頭方289番地
破産者　齊藤由美子
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２９５号
埼玉県熊谷市久保島811番地１　県営玉井団地１号棟301号
破産者　吉村　圭司
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第７６号
横浜市鶴見区栄町通１－５－６　山田パルデンス102号、住民票上の住所川崎市川崎区観音２丁目１番16号
破産者　廣田　悦代（旧姓藪田）
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３７１号
新潟市西区上新栄町２丁目４番25号
破産者　牧口　睦雄
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３０６号
岐阜市蔵前６丁目12番５号　（ル・プランタンＢ棟　201号室）
破産者　井森　尚子
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２０１２号
名古屋市東区徳川１丁目106番地　プライムレジデンス徳川702号
破産者　井手　静一
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５６０号
愛知県春日井市如意申町４丁目31番地５　ニューシティ丸山Ｂ棟102号
破産者　齊藤　大地
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８５号
愛知県半田市横川町３丁目210番地の１　エルディム横川Ⅱ棟201号、従前の住所愛知県半田市本町２丁目63番地
破産者　小川　裕太
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９７２号
名古屋市中区大須２丁目13番25号　丸勝ビル400号、従前の住所名古屋市東区東桜２丁目12番29号　奥村ビル301号
破産者　杉田　　茂
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１００６号
名古屋市港区稲永４丁目９番３－302号　新稲永荘
破産者　丸山　輝明
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２９８号
名古屋市港区小賀須３丁目1702番地の３　メゾンアイ105号
破産者　阿部　知枝
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６１７号
愛知県あま市新居屋辻畑54番地　ハイ・レジデンス302号
破産者　小島　　初
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８３号
愛知県豊田市大沼町大官屋敷８番地
破産者　山田　勝正
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
愛知県安城市大山町２丁目５番地６　メゾン石川302
破産者　髙井　光弘
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第６６０号
神戸市北区北五葉１丁目２番６－305号
破産者　本田　　稔
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部